

令和8年度広報分析事業等委託業務仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度広報分析事業等委託業務

2 業務の目的

本県では、県公式 SNS (X、TikTok、YouTube、LINE) を活用した県政情報の発信を行っているが、発信する情報は分野が多岐にわたるため、ユーザー個々の関心や興味を引きにくく、共感やアカウントフォローに繋がりにくいという課題がある。また、県政情報に触れる機会の少ない若年層への情報の届け方にも課題を感じている。

そのため県公式 X の魅力投稿 (※) 及び動画コンテンツの強化、X での広告配信やプレゼントキャンペーンを実施し、県公式 X の認知度向上やフォロワー数の増加につなげることを目的とする。

※「#こうちが好きやき」を共通ハッシュタグとして高知県の食、文化、観光スポットなどの高知の魅力を発信する投稿。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 対象アカウント

X @pref_kochi (高知県)

5 業務の内容

(1) X プレミアムへの加入

業務開始後、すぐに県公式 X を X プレミアムに加入することとし、その経費は受託者が負担することとする。必要なアカウント情報は県が提供する。

(2) X の運用支援

ア 魅力投稿について、次の業務を行う。ただし、投稿作業は県で行うこととし、投稿頻度等については、県と協議のうえ決定する。

(ア) 魅力投稿の作成 (テーマ提案、写真提供、投稿文作成) 年 48 本以上 (月 4 本程度)

(イ) 魅力投稿のテーマ提案及び写真提供 年 24 回以上 (月 2 回程度)

イ 目標数値・検証

ア (ア) については、県と協議のうえ、目標となるインプレッション数及びエンゲージメント率を設定する。また、四半期毎に検証・分析を行い、次期の投稿の参考とする。

(3) 分析

ア 分析ツールでアカウント、ポスト、フォロワー属性を定期分析する。分析ツールは次の項目を満たし、安全性・信頼性が担保されるものとする。また、調達や適用作業は受託者が行う。

業務開始予定月である令和8年4月度の数値については、分析ツールの導入が月の途中になった場合でも月初めからの数値が抽出できるようにすること。

(ア) アカウント分析

アカウントの傾向（フォロワーの増減、エンゲージメントを獲得している投稿の内容や時間帯など）が分かるもので、過去との変化率など月毎で数値の推移が見えるもの。

(イ) ポスト分析

ポスト毎のインプレッションやエンゲージメント分析が可能なもので、過去との変化率など月毎で数値の推移が見えるもの。

(ウ) フォロワー属性分析

フォロワーの属性（年齢、性別、地域、活動時間など）が分かるもので、過去との変化率など月毎で数値の推移が見えるもの。

イ 分析結果を四半期毎に県に報告する。

(4) 助言・提案

ア Xのフォロワー数の増加に向けた取り組みについて四半期毎の運用計画の提案を行う。

イ 四半期毎に、県と協議（オンライン可）を行い、(3)の分析結果の報告及び分析結果を受けた次期の運用等についての助言・提案を行う。議事録は、受託者が作成し、県に提出する。

(5) プレゼントキャンペーンの実施・広告配信

県公式Xのフォロワー数を増加させるために、プレゼントキャンペーンを年1回企画・実施する。ただし、投稿作業は県が行う。また、同時にそれに関するXの広告配信を行う。実施時期や期間、商品の決定、目標数値等については、県と協議のうえ決定する。キャンペーン及び広告配信にかかる経費は全て受託者の負担とする。

(6) 動画コンテンツ企画・作成支援

若年層（10～30代）の興味を引くようなSNSのトレンドなどを考慮した2分程度の動画コンテンツの企画・作成について、次の業務を行う。なお、撮影は原則、県が行う。

ア 企画・監修・編集 年12本以上

企画・監修する動画のテーマは以下の2つとし、テーマ及び本数の配分・スケジュール等については、県と協議のうえ決定する。

編集した動画は、県から指示があった場合は修正を行い、県の承認を得たものを納品する。

(ア) 知事の県政に対する思いや日常に関するもの

知事の県政に対する思いや日常、人柄を通して、視聴者（特に若年層）が県政に興味・関心・親しみを持つような内容（インタビュー形式など）とする。

なお、具体的な内容は、県からの提示、または受託者からの提案により、両者協議のうえ決定する。

(イ) 高知県の魅力に関するもの

視聴者が高知県に興味・関心を持ち、高知県を認知する内容とする。

なお、具体的な内容は、受託者からの提案により、両者協議のうえ、決定する。

イ 編集 年8本以上

編集のみを行う動画は、県から提示する。動画の再生時間は2分以内とし、編集した

動画は、県から指示があった場合は修正を行い、県の承認を得たものを納品する。

ウ 規格・納品

各 SNS (TikTok、X、YouTube を想定) で利用可能な形式にした動画を、電子データで県に納品する。

(7) 研修の実施

SNS 広報に関する知識やスキルの向上を目的とした職員向けの研修を 1 回開催すること。研修内容及び開催方法等については、県と協議のうえ、決定する。なお、開催会場は県が準備する。

6 成果物

(1) 四半期毎の報告書

受託者は、次の内容について四半期毎に報告書を提出すること。提出期限は、7 月 10 日、10 月 10 日、1 月 12 日、3 月 31 日とする。

ア 5 (3) の分析結果 (ア～ウの結果を含む)

イ 5 (4) に基づく内容

(2) 事業完了報告書及び成果物

受託者は、全ての事業完了後、事業完了報告書 (様式任意) を作成し、県に提出すること。

(3) 成果物

ア 5 (2) のアで作成した魅力投稿

イ 5 (6) で作成した動画

7 著作権の取扱い

成果物の著作権は、県に帰属するものとする。第三者の権利を利用する場合は、受託者の責任において必要な許諾を得ること。素材・ツールに関する利用許諾が譲渡不能等の制約を有する場合は、その範囲を事前に県に明示し、承認を得るものとする。

8 その他

(1) 業務開始後 7 営業日以内に年間の業務計画を作成し、速やかに県と協議を行う。議事録は、受託者が作成すること。

(2) 仕様書の内容については契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

(3) 受託者は県が提供する情報を適切に管理すること。アカウント情報等の漏洩の危険性のない環境で作業を実施すること。

(4) 本業務の達成に必要な一切の経費は受託者の負担とする。

(5) 受託者は、本業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。

(6) 本業務を円滑に遂行するため、県は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求められることができる。

(7) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて県と受託者が協議し、決定する。